

## 住宅省エネルギー性能証明業務手数料

一般財団法人 なら建築住宅センター  
令和6年1月1日制定

住宅省エネルギー性能証明書発行業務要領（以下「業務要領」という。）第12条第1項に規定する証明業務手数料は下記のとおりです。（注）申請する住宅はセンターで建築確認を受ける住宅で、評価書等は当センターが交付するものに限りま

区分	実施する審査の内容	申請書の内容	金額（税込）（円）		現場審査の時期
			一戸建て住宅（併用住宅含む）	共同住宅（住戸1戸当たり）	
1	図面審査 現場審査（2回）	評価書等※1「無」 現場審査「有」	55,000	55,000	①下張直前工事完了時（断熱） ②工事完了時
2	図面審査のみ （現場審査省略）	評価書等「無」 現場審査「無」 ・工事監理報告書※2（又はその写し）を提出する場合。 ・工事監理報告書を工事完了後に提出する場合。	33,000	33,000	—
3	現場審査（2回） （図面審査は省略）	評価書等「有」 ・センターが交付した評価書等を提出する場合 現場審査「有」	44,000	44,000	①下張直前工事完了時（断熱） ②工事完了時
4	なし （図面審査及び現場審査（2回）省略）	評価書等「有」 ・センターが交付した評価書等を提出する場合 現場審査「無」 ・工事監理報告書（又はその写し）を提出する場合。 ・工事監理報告書を工事完了後に提出する場合。	11,000	11,000	—
※1 評価書等とは、設計住宅性能評価書、フラット35適合証明書、BELS評価書をいい、センターが交付したものと					
する。図面審査を省略する場合は、当該評価書等により、業務要領第4条の基準に適合していることが確認できる場合に限る。					
※2 工事監理報告書は、建築士法施行規則第17条の15に規定する工事監理報告書とする。現場審査を省略できる場合は、当該報告書により工事が当該設計図書とおりに実施されていることが確認できる場合に限る。工事監理報告書が工事完了後に提出する場合も同様とみなす。					

## その他の手数料

- (1) 業務要領第9条第3項による変更申請手数料は、区分1、2の手数料額のそれぞれ半額とする。（1,000円未満切捨て）
- (2) 業務要領第10条による取下げ届の提出があり、現場審査を中止した場合、現場審査1回につき5,000円（税込）を返納する。
- (3) 他業務の検査と同時に現場審査を行う場合、現場審査1回につき、5,000円（税込）を減額する。
- (4) 業務要領第11条第4項に規定する証明書の再発行手数料は、2,000円（税込）とする。
- (5) 現場審査については、次の①又は②の地域の場合、現場審査一回につき、上表の証明手数料各割増額を加算する。ただし、他業務の検査と同時に行う現場審査については加算しない。
  - ①奈良県内のうち、宇陀郡曾爾村及び御杖村並びに吉野郡川上村及び東吉野村の場合、割増額10,000円（税込）
  - ②奈良県内のうち、吉野郡天川村、野迫川村、下北山村、上北山村及び十津川村の場合、割増額16,000円（税込）。
- (6) 理事長が別途必要と認める場合、それぞれに定める手数料を減額することができる。